

(とらのもん・ろっぽんぎ)

NO.165 虎ノ門・六本木地区(組合施行)

1 計画の概要

計画地	港区六本木一丁目及び虎ノ門五丁目の各地内		
計画の概要	1	土地の高度利用により都市型住宅、事務所及び商業施設を供給し、複合的都市機能の整備を図る。	
	2	土地の集約的利用により、広場や緑地を創出し、緑と開いのある都市空間の整備を図る。	
	3	上位計画に則り、区画道路や歩行者通路を整備し、交通ネットワークの形成に寄与する。	
地区面積	約2.0ha	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
階数	地上4階/地下4階	高さ	199m

2 都市計画の内容

名称	虎ノ門・六本木地区 第一種市街地再開発事業		施行区域面積	約2.0ha		
公共施設の 配置及び規模	名称	幅員	延長	面積	備考	
	区画街路2号	10m 【12m】	約55m	-	【内は全幅員(以下、 同じ。)既設	
	区画街路6号	6m 【6m】	約115m	-	新設	
	区画街路8号	9m 【9m】	約300m	-	新設	
建築物の整備	街区	建ぺい率	容積率	建築物の 高さの限度	壁面の 位置の限度	主要用途
	C1	-	-	高層部 210m 中層部 40m その他 20m	-	住宅、事務所、店舗、 駐車場
	C2	-	-	その他 5m	-	倉庫
		建築面積	延べ面積(容積対象)	住宅建設の目標		
C1	約7,000㎡	約143,400㎡ (約110,700㎡)	約300戸	約57,000㎡		
C2	約160㎡	約160㎡ (約160㎡)				
建築敷地の 整備	建築敷地面積	整備計画			備考	
	C1	約15,400㎡	敷地内に緑地を確保する。 敷地内に広場及び歩行者通路を確保する。 壁面の位置の後退により、歩行者空間を確保する。 敷地内に自動車通路(地下式)を確保する。			建築物の高さはT.P.30mからによる。 地区計画区域内にあり。
	C2	約520㎡				
都市計画決定	平成19年8月2日 港区告示第149号					

3 地区計画 (再開発等促進区を定める地区計画)

地区名	地区の面積	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	容積率の最低限度	建築面積の最低限度	壁面の位置の限度
六本木・虎ノ門地区	C1 約1.9ha	720%	60%	240%	200m ²	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。
	C2 約0.1ha	50%	50%	10%	10m ²	
都市計画決定	平成19年8月2日 港区告示第148号(変更)					

4 事業計画の概要

敷地面積	C1 15,367m ² C2 513m ²	建ぺい率	C1 47% C2 38%
延べ面積	C1 143,426m ² (約109,878m ²) C2 162m ² (約162m ²)	容積率	C1 715% C2 32%
用途	C1 地下4~地下1階	店舗、住宅、駐車場	住宅戸数
	C1 地上1~24階	住宅	
	C1 地上25~47階	事務所	駐車場
C2 地下1階	備蓄倉庫	357台	
事業認可	平成20年7月11日 東京都告示第979号 平成20年12月5日 東京都告示第1486号(変更) 平成21年10月29日 東京都告示第1447号(変更) 平成22年10月27日 東京都告示第1339号(変更) 平成24年1月23日 東京都告示第96号(変更) 平成24年7月11日 東京都告示第1149号(変更)	総事業費	約656億円

5 経緯

年月日	内容
平成5年2月22日	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発準備組合設立
平成13年12月11日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発準備組合設立(分離独立)
平成19年8月2日	都市計画決定
平成20年7月11日	市街地再開発組合設立認可
平成20年12月5日	事業計画変更認可
平成21年2月5日	権利変換計画認可
平成21年2月20日	権利変換期日
平成21年10月7日	施設建築物工事着工
平成21年10月29日	定款、事業計画変更認可
平成21年12月17日	権利変換計画変更認可
平成22年10月27日	事業計画変更認可
平成24年1月23日	定款、事業計画変更認可
平成24年7月11日	定款、事業計画変更認可
平成24年8月7日	工事完了公告
平成25年6月6日	組合解散認可

8 完成写真

